

構内専用車両運用状況及び車両整備について

2017年1月24日

東京電力ホールディングス株式会社

構内専用車両に関する基本方針について

1. 構内専用車両利用に関する基本方針

定期整備の全台数実施ならびに自賠償保険等の補償方法の明確化を利用条件とし、**条件を満たさない場合は、構内専用車両の利用を制限する。**

2. 整備対象車両

スクリーニング結果により、構外に出られない車検切れ車両のうち「構内専用車両（赤ステッカー）」の登録を実施し、同ステッカー貼付車両を整備対象車両としている。



3. 構内専用車両利用に関する原則

- ◇構内専用車両の整備による人身安全確保
- ◇工事車両の整備拠点確保による円滑な工事の実施
- ◇構内専用車両の長期利用による廃棄物の低減

4. 定期点検整備について

- ◇前回点検より2年以内に構内車両整備工場または 自前整備士により点検整備を実施する。
- ◇点検内容については、24か月点検を実施する。
※自前整備士により点検整備を実施した場合は、点検整備表を当社へ提出する



構内専用車両管理・整備状況について

1. 構内専用車両の整備状況について

車両内訳は2016.12現在

項目	小型車	大型車	計
①構内点検整備対象台数	723	261	984
②整備不能等による不稼動車両台数 (点検対象外)	103	72	175
(a) 構内点検整備対象台数 (①-②)	620	189	809
③構内整備工場による点検整備完了台数	314	46	360
④企業さま自前整備士による点検整備完了台数	90	28	118
(b) 整備完了台数 (③+④)	404	74	478
⑤未点検整備台数 (a-b)	216	115	331
(c) 未点検整備車両台数 (⑤)	216	115	331
(d) 点検整備率 (b/a)	65.2%	39.2%	59.1%

2. 構内専用車両 (赤ステッカー) のDB管理状況について

- ◇発行枚数：984台 (H28.12月末現在)
- ◇全台数DB管理へ移行し整備記録を取り込み開始 (H27.10)
- ◇整備済車両へ点検済ステッカーを貼付開始 (H27.10)

構内専用車両の整備計画について

1. 整備計画

- ↓ 構内専用車両の内、取引先が整備工場での整備を希望する車両の確定
- ↓ 取引先都合を考慮した整備順の確定
- ↓ 整備対象月前月に整備計画表を作成

整備実施

* 現在、未整備車両を優先に順次点検を実施している。

※未点検整備車両は331台(H28.12現在)あり、整備工場での整備能力を勘案して2018年9月末日途で全台数の点検整備を実施する。
このため、未点検車両331台については基本方針の点検2年ルールに係わらず特例として個別管理する。

2. 整備体制

5名/日（工場長1名・副工場長1名・整備士3名）で対応しております。
（整備台数の向上を目指し 整備士3名→4名 増員計画検討中）

整備資格：2級整備士 4名、3級整備士 4名

参考：構内専用建設用車両の整備状況について

▶構内専用建設用車両の整備状況については、下表のとおり

2016年12月末現在

会社	重機	種別	全台数	点検済 台数	点検予 定台数	点検内容
当社	自走式で ない	クレーン	11	6	11	年次点検：構内に整備士を呼び重機ヤードや各現場にて法定に基づく点検整備を実施 1回/年 性能検査：構内に検査官を呼び重機ヤードや各現場にて検査 1回/2年
		バックホー、ブルドーザー等	95	72	95	構内に整備士を呼び重機ヤードや各現場にて法定に基づく点検整備を実施 1回/年
	自走式	ラフタークレーン、ユニック	19	17	19	構内に整備士を呼び重機ヤードや各現場にて法定に基づく点検整備を実施 1回/年

参考：構内専用建設用車両の整備状況について

○各種車両の点検/整備に係わる法令要求は下表の通り

車両区分		ナンバー	法律名	法令要求内容
車両	普通車	有	道路運送車両法	定期点検（1回/年）
		無	なし(*)	—
	大型車	有	道路運送車両法	8 t 以上(1回/3ヶ月) 8 t 未満（1回/6ヶ月）
		無	なし(*)	—
重機	艀装部 (クレーン)	/	労働安全衛生法 (クレーン即等)	年次点検（1回/年） 性能検査（1回/2年）
	艀装部 (バックホー、ブル トーター等)		労働安全衛生法	特定自主検査（1回/年）
	車両部	有	道路運送車両法	車両部：定期点検(1回/年)
		無	なし(*)	—

*：私有地(構内) 専用車両は法律上の制約を受けないこと